

宮津市建設工事等指名競争入札参加資格審査申請書の受付（令和7年度実施）について

宮津市が令和8、9年度に発注する建設工事及び令和8、9、年度の測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札参加資格審査申請書の受付については、下記のとおり行います。

なお、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等のどちらも定時受付となります。

※建設工事の市外業者及び物品・役務については、申請受付は行っておりませんので御注意ください。

記

1 業者登録区分

〔建設工事〕 ※定時受付

- ・市内業者：宮津市内に主たる営業所を有する者で、建設業法に基づき京都府知事の許可及び国土交通大臣の許可を受けている者
- ・準市内業者：宮津市内に従たる営業所を設置している者で、建設業法に基づき京都府知事の許可及び国土交通大臣の許可を受けている者

〔測量・建設コンサルタント業務等〕

- ・市内業者：宮津市内に主たる営業所を有する者
- ・準市内業者：宮津市内に従たる営業所を設置している者
- ・市外業者：上記市内業者及び準市内業者以外の者

2 有効期間

〔建設工事〕（市内業者、準市内業者）

令和8、9年度（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）の2年間

〔測量・建設コンサルタント業務等〕（市内業者、準市内業者、市外業者）

令和8、9、10年度（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）の3年間

3 受付期間及び受付場所

〔窓口申請の場合〕

- ・受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで
ただし、期間中の土曜、日曜及び祝日その他閉庁時間帯を除く。
- ・受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ・受付場所 宮津市役所 企画財政部 財政課 資産活用係（別館1階）

〔郵送申請の場合〕

- ・受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで（必着）
- ・宛 先 宮津市役所 企画財政部 財政課 資産活用係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1

〔次回の中間受付〕

追加登録に係る中間受付は次の期間を予定しています。

○建設工事

令和9年1月4日（月）から令和9年1月29日（金）まで

○測量・建設コンサルタント業務等

令和9年1月4日（月）から令和9年1月29日（金）まで

4 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できません。

〔共通〕

- (1) 精神の機能の障害により建設工事及び測量等業務の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときに市税を滞納している者
- (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者

〔建設工事〕

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (3) 宮津市内に営業所を有していない者

〔測量・建設コンサルタント業務等〕

- (1) 測量法第55条第1項、建設コンサルタント登録規程第2条第1項、地質調査業者登録規程第2条第1項、建築士法第23条第1項又は補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者
※建築設備設計業務において、建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士を選任で置いている者を除く。
- (2) 環境測定業務（濃度測定業務、特定濃度測定業務、音圧レベル測定業務又は振動加速度レベル測定業務をいう。）において、計量法第107条第2号の規定による登録を受けていない者

5 申請の主な要件と注意事項

〔共通〕

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等のみ申請を受け付けます。
物品・役務についての申請受付はありません。
- (2) 資格審査申請書及びその添付書類において故意に虚偽の記載した者は、入札に参加する者に必要な資格は認めません。
- (3) 支店等の営業所（以下「当該営業所」という。）で準市内業者の登録申請をされる場合の注意事項
①当該営業所が入札及び見積に関する権限、契約の締結及び履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付・受領に関する権限、代金の請求及び受領

に関する権限並びに復代理人を選任する権限を有していること。

②当該営業所に常勤職員が配置され、社名掲示、電話、机等什器備品を備えていること。

③当該営業所の位置図と写真（外観、室内各1枚）を提出して下さい。

〔建設工事〕

(1) 経営事項審査については、審査基準日（通知書右上に記載されている日付）が令和6年7月1日以降のもので、申請日時点で最新のものであり、総合評定値（P）のあること。ただし、建設業法第27条の28に規定する再審査のものも含みます。

(2) 入札参加を希望する業種の建設業について許可を受けており、経営事項審査において平均完成工事高があることを登録の要件とします。

(3) 支店等で建設業法上の営業所が確認できない場合、準市内業者の登録は行いません。

〔測量・建設コンサルタント業務等〕

(1) 測量・建設コンサルタント業務等とは、測量、地質調査、土木・建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、環境測定の業務をいいます。

6 申請内容に変更が生じた場合

変更内容の証明ができる書面を添えて、変更届を提出して下さい。

変更に係る様式は、宮津市ホームページからダウンロードすることにより入手できます。

7 申請様式のダウンロードについて

申請に係る様式は、宮津市ホームページからダウンロードすることにより入手できます。

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/>

8 問い合わせ先

宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係

電話 0772-45-1611（直通） / FAX 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp